第二条第六項	当該学校法人等に送付しなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、これを当該加入者に送付することができる。	当該加入者に送付しなければならない。
第二条第七項	前項本文	前項
第二条の五第一項	加入者の資格を取得した者	任意継続加入者となつた者
第二条の五第三項	当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。	加入者に行わなければならない。
第二条の五第四項	前項本文	前項
第二条の五第五項	前各項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する前各項
第三条第一項	提出して、その再通知を申請することができる。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該学校法人等を経由して行うことが困難であると事業団が認めるときは、当該学校法人等を経由することを要しない。	提出して、その再通知を申請することができる。
第三条第二項	前項本文	前項
第三条第三項	当該学校法人等を通じて行わなければならない。ただし、事業団が支障がないと認めるときは、この限りでない。	加入者に行わなければならない。
第三条第四項	前項本文	前項
第三条の二第三項	第二条	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二条
第三条の三第三項	前項	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する前項
第四条の三第四項	当該学校法人等を経て、その旨	その旨
第四条の十一の二第四項	第二条	第三十三条の二第二項の規定により読み替えて適用する第二条